

よこた福祉会虐待防止委員会設置要綱

社会福祉法人 よこた福祉会

(目 的)

第1条 よこた福祉会虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）は、社会福祉法人よこた福祉会の施設および各サービス事業を利用する利用者が、他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれることのないよう、虐待に関する正しい知識を持って適切な防止策を行うことを目的とする。

(構 成)

第2条 委員会は、以下をもって構成する。

＜委員長＞ 施設長

＜委 員＞

特別養護老人ホームむらくも苑	生活相談員、介護支援専門員、看護職員 介護職員、訓練指導員
デイサービスセンターほのぼの	生活相談員
デイサービスセンターにこここ	生活相談員
居宅介護支援事業所	管理者
ヘルパーステーションたんぽぽ	管理者

(開 催)

第3条 委員会は、3ヶ月に1回開催する。ただし、委員長および各委員が必要と判断した場合は、委員以外の職員を招集し、開催することができる。

(内 容)

第4条 委員会は、次の事項を中心に虐待防止へ積極的に取り組む。

- 1 全職員が虐待について正しく理解をする。
 - ・職員研修、事例検討の実施
 - ・標語の提示
- 2 関係機関との連携を図る。
 - ・苦情解決第三者委員（オンブズマン）との意見交換
 - ・地域包括支援センター等との情報交換
- 3 虐待が起きた場合を想定し対応策を検討する。
 - ・「虐待防止・対策マニュアル」の改訂について
 - ・発見時の迅速な報告、連絡、相談の方法について

(開 示)

第5条 委員会での協議内容は、職員へ周知徹底する。また、必要に応じ、利用者・家族、その他関係機関等へ開始する。

(記 録)

第 6 条 委員会の協議記録、関係機関等への報告記録など、虐待防止に関する記録は 2 年間保管する。

附 則 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日より施行。
この要綱は平成 21 年 4 月 1 日より施行。
この要綱は平成 24 年 1 月 1 日より施行。
この要綱は平成 24 年 12 月 1 日より施行。
この要綱は平成 26 年 4 月 1 日より施行。
この要綱は平成 29 年 4 月 1 日より施行。
この要綱は平成 30 年 4 月 1 日より施行。